

業者婦人の健康と営業を守り、地位向上をはかる施策を求める意見書

中小業者の営業に携わる業者婦人（女性事業主や女性家族従業者）は、地域経済の担い手として、住民に喜ばれる商売を心がけ、地域経済と雇用を守り、社会的、文化的にも大きな役割を果たしてきました。

しかし、どんなに働いても家族従業者は、その働き分（自家労賃）が社会的に認められず、ただ働きとなっています。これは、所得税法第 56 条で配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないこととなっているためです。税法上では、青色申告にすれば給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。世界の主要国では自家労賃を賃金として認めており、日本でも家族従業者の実態を把握し、所得税法第 56 条の廃止が必要です。

また、家族の生活を保障し、安心して出産前後の休養ができるようにするために設けられている出産手当は、子どもを安心して産むことができる最低の保障です。少子化対策の観点からも、国民健康保険法にこの出産手当の項目を創設することが求められています。

さらに、起業する女性も多くなる中で、女性事業主への支援策の充実も求められています。

よって、政府におかれては、次の事項を実施されるよう強く要望します。

1. 家族従業者の労働の社会的評価、働き分を正當に認めるため、所得税法第 56 条を廃止すること。
2. 国民健康保険法に出産手当を創設すること。
3. 国民健康保険法第 58 条にある傷病手当金の支給を義務化すること。また、すべての加入者へ正規の国民健康保険証を交付するよう指導すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 10 月 7 日

庄原市議会